

障害保健福祉主管課長会議資料

平成14年3月5日（火）

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

目 次

I 説明・指示事項

	頁
1 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業について	
(1) サービス提供体制の確保及び充実にについて	1
(2) 外出介護員(ガイドヘルパー)等について	2
(3) 障害児ホームヘルプサービス事業の運用について	2
(4) ホームヘルパー養成研修事業等について	3
(5) 他制度との適用関係について	4
2 身体障害者の地域生活の支援について	
(1) 日帰り介護(デイサービス)事業について	6
(2) 短期入所(ショートステイ)事業について	7
(3) 日常生活用具給付等事業について	9
(4) 身体障害者健康診査事業について	9
(5) 身体障害者相談員について	10
3 障害児・知的障害者の相談支援体制等の整備について	
(1) 障害児(者)地域療育等支援事業について	10
(2) 市町村知的障害者福祉等担当職員特別研修事業について	11
4 知的障害者の地域生活の支援について	
(1) 知的障害者地域生活援助(グループホーム)事業について	12
(2) 知的障害者生活支援事業(生活支援ワーカー)について	12
(3) 在宅知的障害者日帰り介護(デイサービス)事業について	13
(4) 知的障害者の成年後見制度等の利用支援について	13
(5) 知的障害者相談員について	16
5 自閉症・発達障害支援センター(仮称)の創設について	16
6 障害児の療育支援について	
(1) 障害児通園(デイサービス)事業について	19
(2) 重症心身障害児(者)通園事業について	19
(3) 難聴幼児通園施設の運営について	20

7	福祉施策と雇用施策の一体的推進について	
	(1) 障害者就業・生活支援センター（仮称）事業について	20
	(2) 施設外授産の活用による就職促進モデル事業について	24
8	授産活動の支援について	
	(1) 小規模通所授産施設の活動支援について	27
	(2) 授産施設の活性化について	27
9	障害者施設の整備等について	
	(1) 障害者施設の整備について	31
	(2) 障害者・児施設のサービス共通評価基準の活用について	33
10	障害者福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について	
	(1) 施設整備に係る不正の防止について	34
	(2) 人権侵害の防止について	34
	(3) 不正・不明瞭な経理処理の防止について	35

II 資料

1	平成14年度障害福祉課予算(案)の概要	36
2	平成14年度身体障害者更生援護施設事務費等の支弁単価(案)	42
3	平成14年度身体障害者保護費の補助基準額(案)	43
4	平成14年度在宅福祉事業費補助金の補助基準額(案)	45
5	平成14年度障害児施設及び知的障害者施設等の支弁単価(案)	46
6	平成14年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)	48
7	平成12年10月1日社会福祉施設等調査の概要	51
8	心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画(平成14年度)	58

I 説明・指示事項

1 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業について

(1) サービス提供体制の確保及び充実について

訪問介護員(ホームヘルパー)については、障害者プランにおいて45,300人(身体障害者、障害児、知的障害者及び難病分)を平成14年度までに計画的に上乗せすることとしており、平成14年度予算(案)では、目標どおり、3,600人増の45,300人分を計上したところである。

また、平成15年度からの支援費制度の施行を控えて、サービスの基盤整備が重要な課題であるため、平成14年度においては、ニーズを踏まえた基盤整備に向けて、より一層の取組に努められるとともに、市町村において障害者の需要を十分踏まえた制度の運用が図られるよう、次の点について、関係市町村への助言指導の徹底をお願いします。

ア 訪問介護(ホームヘルプサービス)は、障害者の地域生活を支援する基本的なサービスとして、より一層の充実を図っていく必要があることから、プライバシーに十分配慮の上、対象者の実態把握を的確に行い、地域の障害者のニーズ等を十分反映したサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実を努めること。

イ 身体障害者及び知的障害者等障害専任の訪問介護員(ホームヘルパー)の確保に当たっては、介護福祉士等の有資格者の確保に努めるとともに、障害の特性に対する理解や利用者との間における円滑なコミュニケーションが必要であること、同性によるサービス提供の要望があること等の観点から、在宅の障害者等の介護経験を有する者の活用を積極的に図るなど、個々の障害者の要望に対応できるよう努めること。

なお、このことは、外出介護員(ガイドヘルパー)についても同様である。

ウ サービス量の上限については、撤廃するようこれまで関係市町村への指導をお願いしてきたところであるが、未だに制限を設けている市町村に対しては、一般的なサービス量の制限を設けないよう引き続き指導するとともに、訪問介護員(ホームヘルパー)の確保が十分でないことや、重度の障害者等のため介護ができる者がいない等の理由で必要なサービスが提供できないということのないよう、サービス提供体制の充実を図ること。

エ サービスの提供に当たっては、その提供量を障害等級によって画一的に決定するのではなく、個々の障害者ごとの身体状況等を総合的に検討した上で、その必要性を判断すること。

オ 提供する便宜(サービス)の内容を決定する際には、実施主体である市町村が、運営要綱に列記している便宜(サービス)の内容を踏まえ、限定的にとらえることなく、個々の障害者ごとの要望やその必要性を判断して対応するよう、関係市町村に助言指導願いたい。

カ 市町村の本事業についての住民への広報が不十分なため、利用が低調なところもあるので、あらゆる機会を通じ、本事業の十分な周知を図ること。

(2) 外出介護員(ガイドヘルパー)等について

外出時における移動の介護を行う外出介護(ガイドヘルプサービス)事業は、重度の視覚障害者及び脳性まひ者等全身性障害者の社会参加を促進する観点から重要な制度なので、未だ実施していない市町村に対して本事業を周知し、積極的に実施するよう指導願いたい。

また、外出介護(ガイドヘルプサービス)の実施に当たっても、訪問介護(ホームヘルプサービス)と同様、利用目的を限定的にとらえることなく、実施主体である市町村が、個々の障害者ごとの要望やその必要性を判断して対応するよう、関係市町村に助言指導願いたい。

なお、このことは知的障害者ホームヘルプサービス事業における「余暇活動等社会参加のための外出時における移動の介護」に係るサービスを提供する際においても同様であるので、配慮願いたい。

(3) 障害児ホームヘルプサービス事業の運用について

本事業は、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく困難な障害児のいる家庭にホームヘルパーを派遣して、適切な家事、介護等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供するものであり、本事業の対象は、重度の障害児の属する家庭であつて、障害児又はその家族が障害児の入浴等の介護、家事等の便宜を必要とする場合となっている。

しかしながら、市町村によっては、家族の同居を理由に入浴等の介護や住居の掃除等の家事援助を提供しないなど、サービス内容を極めて限定して実施しているところが見受けられる。本事業において提供される便宜は、家族が同居しているとい

ないとかかわらず、利用者のニーズに応じて提供すべきものであるので、関係市町村に対し本事業の趣旨の一層の徹底及び助言を行い、本事業が適切に運用されるよう努められたい。

(4) ホームヘルパー養成研修事業等について

本事業は、障害者に対するホームヘルパーの養成及び確保を推進し、サービスの質の向上を図る観点から実施しているところであり、障害の特性や多様な要望に的確に対応することができるよう、本事業の積極的な実施に努められたい。

また、重度の視覚障害者及び脳性まひ者等全身性障害者の社会参加を促進するに当たっては、ガイドヘルパーが重要な役割を果たしているので、この養成及び確保についても特段の配慮をお願いする。

なお、平成14年度にあたっては、次の点に留意されたい。

ア 現に訪問介護員(ホームヘルパー)として活動している者や内定している者で、未だ採用時研修を受講していない者等、真に養成研修事業の受講を必要とする者が受講者枠の関係で受講することができないとの指摘を受けているので、各都道府県においては、ホームヘルパー養成研修事業としての指定を積極的に行うなど、研修受講機会の確保を図るとともに、受講者の選考に当たっても、このような者が優先的に受講できるように受講の必要性、優先順位等を十分勘案して選考するよう配慮願いたい。

イ 外出介護員(ガイドヘルパー)については、平成9年度より外出介護員(ガイドヘルパー)の養成研修事業に係る経費を予算計上し、平成13年度においては、新たに研修カリキュラムについて通知したところであるが、これにより、外出介護員(ガイドヘルパー)に必要な専門技術の習得に関する研修を積極的に実施し、適切なサービス提供ができるよう体制整備を図るとともに、その養成及び確保に努められたい。

(5) 他制度との適用関係について

ア 介護保険制度との適用関係

平成12年度から開始された介護保険制度と障害者施策との適用関係については、「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」（平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知、以下「適用通知」という。）により、その取扱いを示しているところである。

しかしながら、この適用通知の内容が関係市町村、関係事業者及び介護保険担当部局等の関係者に十分に周知されていないことに起因するトラブル(※)が未だ散見されるので、再度、この通知の趣旨を理解の上、必要な周知や指導等について配慮願いたい。

介護保険の被保険者となる前から障害者施策によるホームヘルプサービスを受けていた者はもとより、これら新たにホームヘルプサービスを受ける必要が生じた者についても、適用通知に示すように、介護保険では対応できない部分について障害者施策から必要なサービスが提供されるよう、対象者の状況を障害福祉担当部局において把握した上で、介護保険担当部局等と連携を図り、適切に対応するよう関係市町村に助言指導願いたい。

※トラブル事例

施設から退所した場合や、親族等による介護を受けられなくなった等により、介護保険制度の施行後、新たに在宅サービスを受ける必要が生じた65以上(特定疾病による場合は40歳以上)の障害者について、適用通知の2の(1)の①(参考参照)で介護保険では対応できない部分について障害者施策から必要なサービスを提供できることとしている全身性障害者や聴覚障害者、視覚障害者等の要件に該当するにもかかわらず、障害者施策としてのサービスが提供されていない。

(参考)

「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」
(平成12年3月24日障企第16号・障障第8号)～抜粋～

2. 在宅サービスについて

(1) ホームヘルプサービス（訪問介護）

① 適用・給付関係について

ホームヘルプサービスについては、介護保険と共通するサービスであるので、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者が要介護又は要支援の状態となった場合は、要介護認定等を受け、原則として、介護保険の保険給付としてサービスを受けることとなる。

ただし、ガイドヘルプサービスについては、介護保険の保険給付にはないサービスなので、1.(3)において述べたとおり、引き続き障害者施策から受けることとなる。

なお、ホームヘルプサービスにおいては、介護保険法の保険給付に比べてより濃密なサービスが必要であると認められる全身性障害者（両上肢、両下肢のいずれにも障害が認められる肢体不自由1級の者及びこれと同等のサービスが必要であると市町村が認める者）については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険では対応できない部分について、引き続き障害者施策から必要なサービスを提供することができることとする。なお、本措置については、①介護保険の1週間当たりの訪問通所サービス区分の支給限度基準額（平成12年3月1日老企第38号厚生省老人保健福祉局企画課長通知参照）まで介護保険のサービスを受ける場合であって、かつ、②介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）を、①の基準額のおおむね5割以上利用する場合に対象とするものとする。

また、コミュニケーション援助等の固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる聴覚障害者及び視覚障害者並びに知的障害者や、通院介助等の固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる内部障害者について、介護保険の要介護認定等の結果、非該当と判定された場合には、引き続き障害者施策から必要なサービスを提供することができることとする。なお、非該当以外と判定された場合であっても、市町村が、障害の程度や家族の状況等も総合的に勘案し、社会生活の継続のために特に必要があると認めるときは、引き続き障害者施策から必要なサービスを提供することができる。

また、介護保険への円滑な移行を行うことを目的として発出した「介護保険への円滑な移行のための研修未受講のホームヘルパーに係る特例措置の平成13年度以降の取扱いについて」（平成13年3月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、研修未受講のホームヘルパーに係る特例措置を示していたところであるが、先般、本措置の状況を含めたホームヘルプサービス事業の実施状況を把握することを目的として、各都道府県・指定都市・中核市に対し、調査を依頼したところであり、その集計結果を踏まえて、本措置の今後の取扱いを改めて示すこととしているので、ご了解願いたい。

イ 生活保護制度との適用関係

生活保護法による介護扶助と障害者施策との適用関係等については、「介護扶助と障害者施策との適用関係等について」（平成12年3月31日社援保第18号厚生省社会・援護局保護課長通知）により、その取扱いが示されているところであるが、この通知の内容を障害福祉担当部局においても十分に把握した上で、適切に対応するよう関係市町村に助言指導願いたい。

2 身体障害者の地域生活の支援について

(1) 日帰り介護(デイサービス)事業について

ア サービス提供体制の確保及び充実について

本事業は、障害者プランにおいて平成14年までに1,010ヶ所（身体障害者、知的障害者分）を計画的に整備することとしており、平成14年度予算(案)においては、目標どおり、新たに72ヶ所の運営費を計上したところである。

平成14年度においては、平成15年度からの支援費制度の施行に備え、ニーズを踏まえた基盤整備に向けて、より一層の取組に努められるとともに、次の点に留意のうえ、関係市町村に対し助言指導願いたい。

- 訪問介護員(ホームヘルパー)の派遣、短期入所事業(ショートステイ)の実施、市町村における相談業務等あらゆる機会を通じ、日帰り介護(デイサービス)事業の需要を把握すること。
- 事業実施に当たっては、利用者数や要望に応じ、適切な形態の日帰り介護(デイサービス)事業を検討すること。

イ 事業費補助方式への移行の促進について

本事業については、平成12年度から、これまでの1ヶ所当たりの単価による運営費補助方式から、利用人員1人当たりの単価による事業費補助方式に移行したところであるが、経過的に現行の運営費補助方式の選択も認めることとしていたところである。

しかしながら、平成15年度の支援費制度開始以降は、全ての事業が事業費補助方式へ移行することとなるので、未だ運営費補助方式を適用している事業については、平成14年度中に事業費補助方式への移行が図られるよう、関係市町村に対し助言指導願いたい。

なお、平成14年度においても、運営費補助方式を選択せざるを得ない場合は、引き続き経過措置を適用する予定である。

(2) 短期入所(ショートステイ)事業について

ア サービス提供体制の確保及び充実について

本事業は、障害者プランにおいて4,650床(身体障害者、障害児、知的障害者、精神障害者及び難病分)を平成14年度までに計画的に上乗せすることとしており、平成14年度予算(案)では、目標どおり、302床増の4,650床分を計上したところである。

平成14年度においては、平成15年度からの支援費制度の施行に備え、ニーズを踏まえた基盤整備に向けて、より一層の取組に努められるとともに、障害者施設のほか、医療法人及び民間事業者等も積極的に活用して障害者の要望に応えられるよう、関係市町村に対して助言指導願いたい。

イ 遷延性意識障害者(児)等単価の設定について

(ア) 単価設定の趣旨等について

本事業については、平成14年度予算(案)において、常時の医学的管理を必要とする遷延性意識障害者(児)等のショートステイに対応するため、医療機関において受け入れる場合の単価を新たに設定することにより、医療機関における遷延性意識障害者(児)等の受入を促進し、遷延性意識障害者(児)等の福祉の増進を図ることとしているので、本取扱いの積極的な実施について、各市町村に対し助言指導願いたい。

なお、実施に当たっての詳細については、以下の内容とする予定であり、改めて通知することとしているので、ご了解願いたい。

○遷延性意識障害者(児)等単価

- | | |
|-------------------|---------|
| ・生活保護世帯(社会的理由の場合) | 16,460円 |
| ・その他 | 14,910円 |

身体障害者短期入所事業及び障害児(者)短期入所事業における
遷延性意識障害者(児)等単価の取扱いについて(案)

1 単価創設の趣旨

常時の医学的管理を必要とする遷延性意識障害者(児)等の短期入所(ショートステイ)に対応するため、医療機関において受け入れる場合の単価を新たに設定することにより、医療機関における遷延性意識障害者(児)等の受入を促進し、もって遷延性意識障害者(児)等の福祉の増進を図るものである。

2 適用対象者

(1) 遷延性意識障害者(児)及びこれに準ずる者

(認定基準)

次の各項目のうち5項目以上に該当する者

ア 自力移動の不能なもの

イ 意味のある発語を欠くもの

ウ 意志疎通を欠くもの

エ 視覚による認識を欠くもの

オ 原始的な咀嚼、嚥下等の可能なものでも自力での食事摂取不能なもの

カ 排泄失禁状態のもの

(2) 筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患による障害者(児)

(認定基準)

医師により筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断された者

3 適用対象者の認定方法

医師の意見等に基づき実施機関が認定する。

4 実施施設

遷延性意識障害者(児)の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に保護することができることと予め市町村(特別区を含む)長が指定した医療機関とする。

(イ) 実施施設の確保について

本取扱いの推進に当たっては、委託先となる医療機関の確保が重要な課題であり、既に国立病院・療養所においては、実施主体となる自治体からの要請がある場合には、個々の実情に即して可能な限り協力するよう周知が図られている。

また、労災病院においては、その運営主体である労働福祉事業団が個々の実情に即して協力できるよう調整しており、現在2施設(関東労災病院及び関西労災病院)において受入可能な状態となっている。

については、各都道府県等におかれては、市町村に対し、事業の周知を図るとともに、医療機関との委託契約について積極的に実施されるよう助言指導願いたい。

(3) 日常生活用具給付等事業について

ア 補助基準単価の見直しについて

本事業の補助基準単価については、各品目ごとに導入時の市場価格等を参考にして設定してきているところであるが、市場価格は流通状況や物価動向等により年々変動していることから、平成14年度においても市場の実態等が反映されるよう基準単価の見直しを行い、補助金の適正化及び効率化を図ることとしているので、留意願いたい。

イ 実施上の留意点について

日常生活用具の給付及び再給付の決定に当たっては、画一的な給付とならないよう、障害者ごとに日常生活や世帯構成等の状況を把握し、適格性や給付品目の必要性等を十分に勘案しながら必要な給付を行うよう、関係市町村へ助言指導願いたい。

(4) 身体障害者健康診査事業について

身体障害者健康診査事業については、二次障害予防という観点から非常に重要であることから、次の点に留意の上、関係市町村に対し積極的な取組みについて十分助言指導願いたい。

- 実施医療機関、福祉事務所、地域医師会、保健所等関係機関との連携・調整を十分図ること。
- 受診者の利便を考慮し、身近な医療機関で実施することを含め、より身近なところで受診できるよう市町村を指導願いたいこと。
- 当該健康診査の結果は、身体障害者手帳の認定事務や障害基礎年金の等級決定のための診断に使用するものではないので、その趣旨を徹底願いたいこと。

(5) 身体障害者相談員について

身体障害者相談員は、従来から障害者等の身近な相談者として、地域で重要な役割を果たしている。さらに平成12年度から施行された介護保険制度や、平成15年度から施行される支援費制度の導入などにより、利用契約に関する相談等地域の障害者に対する相談支援活動の充実がより一層求められている。

そのため、管下における相談員を確保(障害者概ね 200人に1人)していくとともに、従来から関係団体等において実施している研修会等を積極的に活用するなど、相談員の資質の向上を図られるよう配慮願いたい。

3 障害児・知的障害者の相談支援体制等の整備について

(1) 障害児(者)地域療育等支援事業について

本事業は、障害児・知的障害者の地域生活を支援するサービス提供システムを構築していく上で、不可欠の事業であることから、概ね人口30万人(障害保健福祉圏域)に2か所程度の実施施設を指定し、在宅の障害児、知的障害者、重症心身障害児(者)の生活する身近な地域で、療育等の相談、指導、各種サービスの利用の援助等が受けられる療育等支援施設事業を実施するとともに、これらの事業を重層的に支援するために、都道府県域に1か所の拠点施設を指定して、療育拠点施設事業を実施するものである。

療育等支援施設事業のうち地域生活支援事業は、一昨年の児童福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正により、それぞれ、障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業として社会福祉事業に位置づけられ、地域における障害児・知的障害者の相談支援体制を整備する上で、重要な役割を果たすこととなる。

また、本事業の積極的な活用を促進するため、平成12年5月には、本事業が効果的に実施できるよう、「障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱」を改正し、療育等支援施設事業の一部再委託の明示、地域生活支援事業のコーディネーターの活動の拠点の弾力化、登録人員の弾力化などを図ったところである。さらに、施設整備においても、異種施設間の相互利用等に係る環境改善整備として、本事業実施施設における障害種別の異なる障害児(者)への対応に必要な環境改善及びコーディネーターの業務、活動に必要なスペース等の確保が可能となるよう措置しているところである。

しかしながら、その取り組みが低調な地域(未実施の指定都市・中核市、障害保健福祉圏域で1か所しか実施していない地域)も見受けられることから、本事業の重要性を十分認識し、積極的な実施に努められたい。

なお、支援施設の指定に当たっては、同一の障害保健福祉圏域において複数の施設種別がある場合は同一にならないようにするなど地域のバランスを考慮されたい。

(2) 市町村知的障害者福祉等担当職員特別研修事業について

一昨年の児童福祉法、知的障害者福祉法の一部改正により、平成15年度から知的障害者については、知的障害者の実情把握、相談及び指導、知的障害者更生施設等への入所に係る事務、職親の委託事務、短期入所事業に係る事務、知的障害者地域生活援助事業に係る事務が、障害児については、短期入所事業に係る事務がそれぞれ市町村に委譲されることとなった。

本事業は、都道府県から市町村に円滑に事務を委譲し、住民に最も身近な市町村において福祉サービスが適切に提供されるよう支援するため、都道府県に対する補助事業として、市町村の担当職員に対し、平成15年度以降新たに実施する事務について指導・研修を実施するものである。

なお、平成14年度が最終年であることから、各都道府県におかれては、当該事業の趣旨をご理解の上、遺漏のないよう実施されたい。

(参考) 障害者・知的障害者における各種福祉サービスの事務の実施主体

区 分	障害児関係	知的障害者関係
施設サービス	都道府県、指定都市	<u>都道府県、指定都市 中核市、市及び福祉 事務所設置町村</u>
在宅サービス ・日帰り介護(デイサービス)事業 ・訪問介護(ホームヘルプサービス)事業 ・短期入所(ショートステイ)事業 ・知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム) ・日常生活用具給付等事業	市町村 市町村 <u>都道府県、指定都市</u> ——— 市町村	市町村 市町村 <u>都道府県、指定都市 中核市</u> <u>都道府県、指定都市 中核市、市及び福祉 事務所設置町村</u> 市町村

(注) 下線部分が平成15年4月に市町村に委譲される。

4 知的障害者の地域生活の支援について

(1) 知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業について

知的障害者が地域生活を送ることができるようにするため、知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業の拡充に努めてきたところである。

平成14年度予算（案）においては、これまでの実施状況等を踏まえ、障害者プランの目標値（10,800人分（2,700か所））を超えて11,436人分（2,859か所）を計上したところであり、知的障害者の地域生活支援の観点から、引き続き都道府県等における積極的な実施をお願いしたい。

なお、バックアップ施設がグループホームの近くにない場合であっても、グループホームの近隣にある施設等と契約するなどにより支援体制を確保することができるのであれば、実施要綱中、第二の（2）「グループホームに対する支援体制の確立している地方公共団体及び社会福祉法人等」に該当するものとして認めることとしているので、こうした点にも留意されたい。

さらに、公営住宅法第45条及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条の規定に基づき、公営住宅については、グループホームとして社会福祉法人等に対し使用させることができることとされていることから、本事業の実施に当たっては、公営住宅がグループホームとして積極的に活用されるよう、建設部局との十分な連携をお願いしたい。

また、平成14年度においては、グループホームの設置と利用の促進を図るため入居対象者等の要件について見直しを検討しているところである。この詳細については、後日通知することとしている。

(2) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業については、各障害保健福祉圏域に生活支援ワーカーを1名配置することを目標に、その拡充を図ってきたところである。

については、未だ本事業を実施していない県等にあつては、積極的に取組まれるようお願いしたい。

なお、障害保健福祉圏域が広域であるため、圏域内1か所では地域全体のニーズに十分に対応することが困難であるなどの特別な理由がある場合には、そうした地域の実情を勘案して複数設置を認める方向で考えているので、個別に協議されたい。

(3) 在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業について

在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業については、障害者プランに基づき計画的に拡大を図ってきたところであり、平成14年度予算（案）においては対前年度56か所増の232か所に対し運営費補助を実施することとしている。

また、平成12年度より知的障害者デイサービスセンター以外の公民館及び空き教室等でも事業が実施できるよう要件を緩和したところであり、重度の障害者の日中の活動の場として、身近なところでの利用が望まれることから、管内市町村に対し積極的な実施について助言指導をお願いしたい。

(4) 知的障害者の成年後見制度等の利用支援について

知的障害者がサービスを利用する場合に、利用契約の締結に対する支援を行うことは非常に重要である。特に、平成15年4月から施行される支援費制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みであることから、利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結することが必要である。平成14年度の第3四半期以降から始まる支給決定、事業者との利用契約が円滑に行われるためにも、今後、利用契約に対する支援施策に積極的に取り組んでいくことが求められている。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約が締結できるよう、平成11年度から実施している地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、意思能力が不十分な知的障害者については、成年後見制度について広報等により周知を図りたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、平成14年度予算案に「知的障害者の成年後見制度の利用支援」として、「介護予防・生活支援事業」（老健局所管）のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、「知的障害者」を追加し、知的障害者が、知的障害者福祉法第27条の3に基づき、市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合にその手続きや後見活動に係る費用等について補助を行うこととしている。

都道府県・市町村においては、これらの補助事業の積極的な活用をお願いしたい

< 成年後見制度利用支援事業のポイント >

「成年後見制度の利用に係る経費に対する助成」の概要

①実施主体 市町村

②対象者

支援費制度における障害者福祉サービスを利用（福祉ホームの利用

等の支援費以外の契約による利用を含む。) しようとする身寄りのない知的障害者、又は身寄りがあってもそれらの者からの申し立てを期待することができない知的障害者

③補助対象

市町村が②の者について、福祉を図るために必要がある時に、知的障害者福祉法第27条の3に基づき、家庭裁判所に成年後見制度の申し立てを行った場合、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

(参 考) 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議（平成14年2月12日厚生労働省
老健局）資料 219ページより抜粋

(5) 成年後見制度利用支援事業

ア 事業の趣旨

介護保険サービス、平成15年度からの導入が予定されている支援費制度における障害者福祉サービスの利用等の観点から、痴呆性高齢者又は知的障害者等にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難であること等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

イ 事業内容

(ア) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者、知的障害者等の障害者やその家族に対する説明会の開催
- ③ 高齢者、知的障害者等の障害者やその家族に対する相談会の開催
- ④ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介
- ⑤ その他成年後見制度の利用促進に資する事業

(イ) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

① 利用対象者

次のいずれにも該当する者

- a. 介護保険サービス又は支援費制度における障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者、知的障害者等
- b. 市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第14条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
- c. 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

② 助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部